

令和8年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

◇請願

受理なし

◇陳情

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	8陳情 第1号	R8.2.18	法的手続中案件における議会への情報提供および議会関与の適正化に関する陳情	(1) 和解に当たり議会の議決を要する案件について、係争中を理由として議会審議が停止され、市民または市に不利益が生じることのないよう、議会への定期的な情報提供および審議可能化の仕組みとして、非公開の所管委員会報告、案件区分ルールおよび期日管理を整備すること。 (2) ADR、人権救済申立、調停、和解斡旋等の手続中案件は、予算または財務への影響、市の法的責任の発生の可能性が合理的根拠により否定されない限り、情報報告、意見照会、事前協議等の議会関与を可能とする運用基準を策定すること。 (3) 係争中を理由とした審議未了の長期化により、訴訟提起または時効成立を招き、市または市民に不利益が生じることのないよう、案件ごとに議会付議期限、和解判断期限、不作為回避の代替手続（専決、予備費、暫定合意）を設けること。 (4) 市は、進行中の係争・被調査案件および和解に当たり議会の議決を要する案件について、秘密保持に配慮しつつ、議会に対し財政影響見込み、争点類型、進行状況および予定付議事項を定期報告し、非公開の所管委員会または全員協議会での取扱いを含め、付議予定時期および準備状況を明らかにし、期限管理により不必要な長期化を防止すること。 (5) 市民に対しては、情報公開条例に基づき、案件概要、手続段階および意思決定予定を公開し、非開示とする場合は適用条文を明示すること。	総務 常任委員会	R8.3.30	不採択
2	8陳情 第2号	R8.2.18	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかどうかについて、職員に寄り添って調査・確認するよう、行政に求めてほしい。 2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員が意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてほしい。	総務 常任委員会	R8.3.30	採択
3	8陳情 第3号	R8.4.22	ミニバス運行に関する陳情	多摩市ミニバス・東西線：右循環および多摩市ミニバス・東西線：左循環を1時間当たり一便で、豊ヶ丘四丁目止まりや豊ヶ丘四丁目始発ではなく循環として運行してほしい。	生活環境 常任委員会	R8.6.30	趣旨採択
4	8陳情 第4号	R8.5.12	失語症の方の個別支援における失語症会話パートナーの派遣についての陳情	家族などの支援が受けられない失語症の方が、安心して暮らせるために、外出などの日常生活の際に、自分の意思を正確に伝えてくれる失語症会話パートナーを利用出来るようにしてほしい。	健康福祉 常任委員会	R8.6.30	採択
5	8陳情 第5号	R8.5.27	「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情	「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書を提出していただきたい。	総務 常任委員会	R8.6.30	不採択
6	8陳情 第6号	R8.5.27	「放射能汚染土の再利用」の中止・撤回の意見書提出を求める陳情	東京電力福島第一原発事故から15年が経ったが、15年で汚染物質が放射線を発しなくなるわけではない。例えば放射性セシウム137の場合8,000Bq/kgから100Bq/kgに減衰するまでに190年かかる。原子炉等規制法では、廃棄物を再利用できる基準として100Bq/kg以下と定めているがこの100Bq/kgという数字は便宜的なものに過ぎず、この値なら飲食・吸引しても安全というわけではない。飲食した場合には肝臓・腎臓によりある程度解毒・排泄されるが、吸引した場合にはそのまま肺などことども放射線を発し続ける。環境省は、福島県の中間貯蔵施設に保管されている、除染で出た大量の汚染土を「復興再生土」として公共事業などに再利用すると決めた。しかも再生土として利用する場合は8,000Bq/kg以下としている。汚染土壌は工事・運搬・災害による流出等々により、広範囲に飛散し、知らないうちに吸入する人が増えることが懸念される。放射性物質に汚染されたものは集中管理が原則の筈である。 都心から比較的近く、若い夫婦・子どもの流入増を目指す意味でも、ぜひ多摩市議会として、国に汚染土の再利用の中止、撤回を求める意見書を提出していただきたい。お願いする。	生活環境 常任委員会	R8.6.30	不採択
7	8陳情 第7号	R8.5.29	排泄に課題を抱える障害者の日常生活用具へ排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情	貴市において、排泄に悩みを抱える障害者が負担少なく購入できるよう、排泄予測支援機器を日常生活用具として追加認定いただきたい。	健康福祉 常任委員会	R8.6.30	趣旨採択

令和8年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

◇郵送陳情

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	8郵送陳情 第1号	R8.5.8	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情	下記の事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を、国に対して提出するよう陳情する。 1. mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。この陳情の検討にあたっては、資料を確認し熟慮の上で行うこと、ならびに委員会で取り扱われる際には説明したい。また、この陳情の審査結果は、議会だより等に掲載し、広く住民への周知をお願いしたい。		R8.6.5	議長報告
2	8郵送陳情 第2号	R8.5.25	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	①公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。 教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。 ②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。 修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。 ③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。 教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告書等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。 ④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。 ③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。		R8.6.5	議長報告

◇政策提案

受理なし

審議結果について

○採択、不採択

採択とは、内容について願意が妥当であり、法令上や行財政上も実現性があるような場合、議会としてこれに賛同するという意味の意思決定をいう。
不採択とは、これを否認する意味の意思決定をいう。

○趣旨採択

趣旨採択とは、法令上や行財政上の実現性やその他の事情により全面的に採択するには難しいが、内容について部分的に賛同できる場合や趣旨としては理解できる場合など、不採択とするにも難しい際に、「趣旨には賛成である」という意味の意思決定をいう。

○意見書

多摩市議会では、意見書については全員一致で賛成（採択又は趣旨採択）の場合のみ提出することとしています。請願等の審査を付託した委員会において全員の賛成ではなかった場合、意見書の提出は行いません。

○閉会中の審査

議会の会期末に審査を付託し、閉会中、また次の会期までに審査をするものとした場合をいう。

○閉会中の継続審査

議会の会期中に結論が出ず、さらに内容を調査・検討するため、次の会期までなお継続して審査をするものとした場合をいう。

○審議未了

議会の会期中に結論が出ず、継続審査の決定もされないまま会期を終えるに至った場合をいう。
審議未了となった場合には廃案となる。

○議長報告

会議の議題とせず、議長が全議員に受付した文書の写しを配付し報告した場合をいう。